

珠洲市監査公表第4号

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定により、令和元年度における行政監査及び財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年1月29日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章
珠洲市監査委員 寺 井 秀 樹

1 監査の対象

令和元年度に財政的援助を行った団体等（指定管理団体含む）の補助金等について、状況を審査したうえで、次の団体等の補助金等について交付課（局）への監査及び団体等への監査を実施した。

- (1) 珠洲市飲用井戸等給水施設事業補助金（宝立町馬渡等 対象地区、個人含め11件）
…………… 21,222,000円
- (2) 珠洲市有害鳥獣対策事業費補助金（珠洲市有害鳥獣対策協議会）
…………… 16,924,111円
- (3) トライアスロン珠洲大会開催費補助金（トライアスロン珠洲大会実行委員会）
…………… 4,000,000円
- (4) シルバー定期割引事業費補助金（北鉄奥能登バス株式会社）
…………… 2,124,200円
- (5) 日置ハウス運営委員会（指定管理：滞在交流施設日置）
…………… 3,900,000円

2 監査を執行した委員

田 畠 邦 章
寺 井 秀 樹

3 監査の期間

- (1) 事前審査 令和2年9月16日（水）～10月13日（火）
- (2) 書類等審査 令和2年11月4日（水）～11月19日（木）
- (3) 監査 令和2年11月20日（金） 補助金等所管課・局
令和2年12月15日（火）、23日（水） 補助金等管理団体

4 監査事項

- (1) 補助金等の交付事務について
- (2) 団体事務の執行及び所管課における団体事務がある場合の執行について
- (3) その他

5 監査の方法

本市が支出した124件の補助金等に係る交付事務の執行について、所管課（室・局）から財政援助団体等に関する調書の提出を求め、事前審査を行い、監査対象5件を抽出した。

抽出した5件について、条例、規則及び要綱等に基づく事務処理等が適切に行わ

れているか、関係団体の計画と実績、経理状況、関係諸帳簿、補助金の効果等の提出を求め、書類等審査を行った。

その後、対象の所管課（局）の長及び担当職員からの説明聴取を中心の審査と、事務局が外部団体にあるものについては、監査対象団体等に出向き、所管の局長、次長又は課長補佐、担当職員の立ち合いのもと、団体等関係者から事業の運用について関係書類に基づき説明を聴取し監査を行った。

6 監査の結果

財政援助団体等に対する補助金等に係る交付事務及び団体事務は概ね適正に執行及されていると認められた。

補助金交付に際し、交付根拠が珠洲市補助金交付規則により、予算補助として交付されているものや、一つの要綱等で性質や目的、内容が違う複数の事業に補助している場合も見受けられる。交付根拠をより明確にするためにも要綱等の見直しや整備について検討されたい。